

## 茨木市水道部給水開始前の届出及び検査に関する基準

令和元年 11 月 7 日

茨木市水道事業管理者

### (趣旨)

第 1 条 この基準は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 13 条に基づき、茨木市水道部が水道施設を新設、増設又は改造(以下「新設等」という。)した場合、その施設を使用して給水を開始しようとするときの事前の届出、水質検査及び施設検査の実施並びにその結果の記録の作成及び保存等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象施設)

第 2 条 届出及び検査の対象施設は、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水池とする。

### (水質検査)

第 3 条 水質検査は、新設等した対象施設より供給される水が法第 4 条の水質基準に適合するかしないかを判断のできる場所(新設等した施設を経た水道水の末端)において、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に掲げる全項目及び消毒の残留効果について行う。

2 水質検査については、水道技術管理者が従事し、又は従事する職員を監督して行わなければならない。

3 水質検査については、厚生労働大臣の登録を受けた者に委託することができる。

### (施設検査)

第 4 条 施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち施設の新設等による影響のある事項について、新設等した施設及び影響があると認められる施設(給水装置を含む)について行う。

2 施設検査については、水道技術管理者が従事し、又は従事する職員を監督して行わなければならない。

### (届出)

第 5 条 新設等した施設より給水を開始しようとするときは、給水開始に先立ち、水道事業管理者が厚生労働大臣にその旨の届出を行わなければならない。

### (検査記録の作成及び保存)

第 6 条 水質検査及び施設検査を行ったときは、当該施設の適正な維持管理等の確保を図るため、その検査記録を作成し、検査日から 5 年間保存しなければならない。

### 附 則

この基準は、令和元年 11 月 7 日から実施する。